

平成19年度第3回木の国・山の国県民会議 意見概要

日 時 平成20年3月19日(水) 15:00 ~ 17:05
場 所 4階 特別会議室

開会あいさつ

(渡辺林政部長)

議 題

1 岐阜県森林づくり基本計画の進捗状況について

(総合的に実施する4つのプロジェクトについて、事務局長沼技術課長補佐説明)

発言要旨 事務局(県)発言(以下同じ)

(主な意見)

- ・ B、C材の利用だが、先日もセイホク(株)からヒノキの合板は経験がないから、試験的に月単位で35m³づつ集めてほしいという話があった。ところが、2mの曲がり材でも1万2千5百円以上する。山には6千円程度にしか売れない材も残ってはいるが、搬出しようとするとも1万円以上になる。県内でB材を10万m³集めようとするとも、搬出が影響する。以前搬出補助があったが、県もそのあたりを応援してほしい。
多く存在する課題の中で最大の課題は、24時間工場なので安定して材が入ること。それにはいかに材を入れるのか、また、単価の問題等いろいろあり総合的に研究しているので、またご意見をお願いしたい。
- ・ 県産材の販路拡大商談会を名古屋圏域で開催しているが、西三河地域では木造家屋の一戸建ての建設棟数が増えているという情報があるが、そういうニーズも捉えるような商談会か、一般的な商談会なのか
西三河の状況を捉えてのものではないが、愛知県は建売りよりも設計士が設計して建築する割合が多い。それを一般的な傾向と捉え設計業者と製材業者、工務店との商談会を行っている。木材の加工業者が川下のニーズを捉え設計に反映することも目的の一つ。
- ・ 県産材の需要拡大対策は評価できる。
- ・ H19は建築基準法の改正に伴い、木材需要に変化をきたした。東白川村、下呂市等の東側の地域でヒノキが4,000~5,000円/m³下落するなど値崩れしている。それで民材も出にくい状況。県での情勢分析と県産材需要拡大の見通しは？
改正建築基準法、4号特例の廃止等大変厳しい問題があり、個々の中小の業者は対応が難しい状況。しかし、耐震設計に求められるムク材の品質を確保し、県産材を安心して使っていただけるよう製材事業者、住宅業者、それぞれの問題・課題についてご理解いただく研修会を開催した。ムク材は構造計算が難しいことからスパン表の作成や一定断面の強度データの収集や安定的な供給をするためのネットワーク化も取り組んでいきたい。
県産材の需要拡大は、愛知県の需要の大きさを考え、H20より金利の優遇策も金融機関と協力しながら実施していく。

(部会の取組状況について、各部長より報告)

森づくり部会 (三島部会長)

木づかい部会 (三澤部会長)
普及・教育部会 (伊藤部会長)

- ・ 森づくり部会についてですが、森林所有者が管理の意思がない場合、これを県有林化する可能性はあるのか？法的根拠も含めて教えてほしい。
- ・ 県有林化する法的根拠はないが、地財措置の中で森林保全対策、国土保全対策を行う場合補助がある。また、現在未整備森林に対して10/10補助する事業もあり、やるとすればそれらを活用することになる。政府としてやる手順、システムを整備すれば(公有林化の)可能性はある。そのあたりは勧告をする一番の入り口の部分であり、本当に勧告するのか一番難しいところ。

施業の勧告とか、制度的にはいろいろある。要間伐森林の指定も出来る。しかし、実際問題として山を誰が、どのように評価するのか不明確である。その意味で各市町村の森林管理委員会に間伐必要森林等を認定いただき、行政がそれを受けて要間伐森林へ指定し、森林所有者へ勧告する。場合によっては、所有者が出来ない場合は市町村又は県が代行する。そのような形に出来ればしていきたい。各市町村の市町村森林管理委員会を今一度見直し、地域の森林をどう管理していくのか各地域で議論いただくのが一番近道。当然県の行政も積極的に関わっていく。
- ・ 市町村森林管理委員会はまだまだ温度差があり、そこまでの議論になっていないのが現状である。
- ・ 木づかい部会について、県はソフトピアジャパンに支援しているが、インターネットを活用して普及する方法もあるのでは？
- ・ アドバイザーの中にIT関連の委員もいて具体的にご意見もいただいている。

当課のホームページでもいろいろ紹介させていただいている。その中のコンテンツの一つとして取り上げることができるものは載せていきたい。
- ・ 木づかい部会で、「木づかい読本」を作成した報告があったが、環境問題との関わりで森林は大切である。環境部も独自で中学生を対象に副読本を作成しているようである。それぞれ子どもの手に渡るとき効果的に配布されるとよい。

いろいろな部署で別々に取り組んでいてもだめ。1+2=3になるように環境とも連携して進めていく。
普及教育部会でも「木づかい読本」を検討いただくときに、環境サイドの読本をご紹介した。部会でも密に連携するようご意見をいただいております、そのように取り組んでいきたい。
- ・ 「木づかい読本」はよい内容なので、多くの人に読んでいただけたらと思う。
- ・ 教育委員会でも委員をしているが、そのなかで環境教育を来年度以降重点に進める取りまとめが行われた。今感じることは、子供たちはインターネット環境が整っている。先生もつついインターネットに頼られることがある。
- ・ 「森林環境教育の進め方」は非常によく出来ている。子供たちの発達段階に応じた進め方という非常に重要な視点が書かれている。ぜひとも教育委員会とともに進めてほしい。小中学校の校長会の中にも環境教育の部会があるようなので、連携するとよい。

『森林環境教育の進め方』のP10にあるように、小中学校教育研究会環境教育部会にもご協力をいただきながら、また教育委員会にも意見照会をさせていた

だきながら『森林環境教育の進め方』を作成した。これからの実施についてもご意見を反映していきたい。

- ・まだまだ、森は森、学校は学校、環境は環境となっている印象が強い。これから具体的な取組の中で、例えば現場で一緒に行くモデルをいくつか作っていくことで、連携の実を挙げていくことがこれからの取組。
- ・教育委員会も教育ビジョンを策定しているので、そういった中にも反映させられたらと思う。
- ・NPOを含め、現状と課題を共有する場を設定する必要がある。例えば、健全な森とはどのようなものなのか。県民の視点に立った見方。事業者の視点に施業方法等、課題と現状を共有する。森林組合も岐阜県の森林の現状を認識する必要がある。
午前中に造林コンクールの審査を実施した。上手に作った山を審査するのだが、審査の観点をオープンにしていなかった。それを変えて行かなくてはというご意見もいただいた。それは森づくりの仕方、自身の森の健康診断など、どのような観点に立って施業するのかということにつながる。コンクールはコンクールということではなく、すべて観点を少し変えた形で例えば、募集要項等変えていくそのようなことから変えていきたい。
- ・東濃のある会議で、林業に関わる中津川市の人から「山に関する県民の意識が大変低い。何とか高揚させる手段がないのか。県は「山の日」を制定しているが浸透していない。これを国民の祝日にするように提言していただけないか」という意見があった。
「山の日」を制定し、H18、H19 とフェスティバルを実施した。参加者も400人から1500人に3倍強と増加した。子どもに対するインプットの仕方を意識しながら進めてきたが、まだまだ足りないので今まで以上にPRしていく。
- ・下呂市森林管理委員会では、子どもにGPSを持たせ、おじいちゃんが山の境界を案内する「おじいちゃんと一緒に山に行こう」という事業に取り組む。知らない間におじいちゃんが孫に境界を教えることになる。それが同時に図形化される。地籍調査事業にはならないが、まずは子供たちに山に入らせるきっかけにはなる。
- ・森で自然体験学習等を行うと、その場では頭の中で概念的にはわかっているが、家に帰るとそうでもない。なぜか。現在自分達が住んでいる家は、森とか木とかほとんど関係ない、ビニールクロス、メラニン合板、サッシ等の世界である。そういう世界で24時間生活して、たまたま森に行っても家に帰ると忘れてしまうのは当然である。この現実の生活とのギャップをどうするかである。

2 平成20年度の林政部施策の概要について

(事務局小椋林政課長説明)

(主な意見)

- ・燃料の問題は非常に深刻で、中央(国)では加熱している。エネルギーとしての木屑の単価に20~28円/kgを付けてもよいという議論も始まっている。そんな時にバイオマスへの施策が非常に薄くなっているように感じる。エネルギー代替としての木材、使った分の山林整備などバイオマスに関連した施策はどのように進めるのか。
H20予算は50万円であるが、状況を見ながら進めていく。ペレットについ

ては需要と供給どちらが先かということもあるが、そこらも状況を見ながら引き続き検討していく。しかし、原油価格が昨年度の2倍以上と状況が変わってきているので、検討を進めてまいりたい。ただ、根本的には県産材の安定的な供給に付いて出てくるものと考えている。

- ・今の状態ではペレットは出てこない。針葉樹パルプニーズが高まっている中で、ペレット生産になると、土など付いてはだめ。針葉樹パルプにするパークや、開発地の土の付いた伐根を大量に引き受ける仕組みがある。試してみたが、3,500円/tが今年中に3,800～3,900円/tに上がるだろう。なぜなら、すべて原油が関係しており、海外からの安定的な供給が難しくなる、また、違法伐採へのプロテクションがかかるから。現場の処理は自ずとひとまとめで処理する方へ流れる。そこをどうするのか。
- ・ペレットを作るために、そのための材料を集め、ペレットを作るからコストが高い。廃材、県産材のC材ならそこから木材パルプ用、チップ用、ペレット用をとれる仕組みを作らないとだめ。
- ・先日、萩原町の林業グループで川辺町のバイオマス発電施設を視察した際に、原料が不足しているので、間伐の残材をチップにして搬入してほしいと依頼された。一方、小坂の国有林の列状間伐の伐採現場では、枝を付けたまま林道まで搬出し、造材し残った枝条を再度ワイヤーで釣り上げ、山奥へ運び捨てている。林道脇の谷川に残材を置くと産廃に間違われるからという話であったが、全く無駄な仕事をしている。
- ・今後、セイホク(株)が進出し、現在の県の素材生産量30万m³に加え10万m³を搬出するには少なくとも幅員3mの作業路をhaあたり100～150mほど作らないと有効利用できない。全ての問題解決は作業路の充実にある。
- ・今の作業路の整備水準では到底無理。森プロをやってどれだけの作業路が出来たのか。作業路があることによっていろいろな手法で出せないところはないが、森プロで作った3mの道で来年使えそうな所はない。3.6mの幅員の2級作業路を4ヶ月間で4km作ったのはうちだけ。それぐらい岐阜県で作業道を作るノウハウはない。これが解決できないとセイホクが来ても対応できない。
- ・私見だが、B材の10万m³はあわてる必要はない。セイホクも民間事業であり、原材料を高く入れるより、24時間操業が2交代制になる方がリスクが大きい。ましてや、8時間の1シフトになれば赤字である。ということは彼らは材料は自分で集めてくる。しかし、この中で岐阜県がコントロールしてどれだけ出していかかがポイント。セイホクに供給するために山の森林整備という大義のもと木材生産を行うか、森林整備をするために荒廃した山の材木を出すための受け皿を作って定額ベースで安定的に供給することによって双方が利益を生むことになるのか。どっちを取るかがポイント。

川辺町のバイオマス発電は、当初建設廃材主体とし、徐々に木くずに切り替えていく予定であったが、建築基準法等の問題で建設廃材が出てこなくなった。そこで当初計画以上に木くずにシフトしなくてはならないという事情がある。

持続する仕組みを作らないと上手くいかない。東北でペレット等に多くの補助金を付けている県があるがなかなか持続しにくい。行政はどのように関わり、どこに支援するのか。また市場の動きを見極める必要がある。
- ・先ほどの20～29円/kgはその値段で買っただけのようになりそうだという話。現在はお金を付け引き取ってもらっている。つまり山から持ってきても合いそうな金額である。バイオマスだけで山がよくなるわけではなく、いろいろな施策との合わせ技が必要。
- ・県の人工林も利用可能な年齢になってきた。里山林の保全についても考える時期に来

ている。

- ・先日、地域の分収林についての相談を受けた。美濃市に財産区400 ha、区有林350 ha、計750 haの国と緑資源機構相手の分収林があるが、分収林の多くが昭和30年代に契約されており、一部は伐期延長の契約変更をした部分もあるが、ほとんどが2年後に契約期間が来る。契約内容は、契約終了時に伐採して、伐採の関連経費を除いて収益を折半するというもの。先方の申し出は伐採はすべて皆伐で、跡地の植林は予定されていない。これからは憶測だが、緑資源機構も営林署も赤字を抱えているので、民有地との分収林について早期に伐り捨てたいという対象になっている。そのため強く伐採を申し立てられている。先方の計画では今後20年間で750 haを皆伐する予定。近々2 haを試験伐採して流量調査をすることは地元も合意したらしいが、それにしても現在、緑資源機構からの伐採の圧力が強く、分収林の代表者への個別の交渉がされているようである。このまま対応していくといつの間にか森が全部伐採されてしまうのではないか。伐採の圧力を回避するために地域の森林計画を立て市や県と一体となって対応していく必要があるという意見であった。このような問題は各地で起こっているし、今後益々起こってくる問題である。
- ・このことに対して、県として対応策があればお聞かせ願いたい。

市長からもその話があり、中部森林管理局名古屋事務所に伺い話を聞いた。結果は、強制的に進めるつもりはない。地元の市町村が木を買い取った事例もあり、いろいろなケースが考えられる。相談を掛けるので、地元から話をしてほしい、柔軟な姿勢で望むという話であった。その部分についてはぜひ地元の人がリアクションしてほしい。その上で相談に乗りたい。
- ・ご指摘の箇所に、美濃市の板山の官行造林も含まれると思いますが、官行造林は民有地に国が造林費用を出し造成し、一定の契約期間で伐採し、土地所有者に返すというものです。美濃市の場合は財産区のケースであり、森林管理署としては、契約行為なので財産区の皆さんと話し合いにより方針を決定していく考えです。その方法としては、持ち分を買い取っていただく方法、伐採時期を延長する方法等もあることから、財産区の方々の考え、県の要望、現地の状況などを踏まえながら、保全と契約行為の調整を図ってしっかりと検討し、双方で納得できる方法に合意できるよう誠意を持って対応してまいります。この点については、上局からの指導も踏まえて対応しています。
- ・現在、国、県の方向性は皆伐ではなく択伐なのに、時代に逆行した制度が残っているということ。まともに手入れがなされていない山は伐っても赤字である。そうすると皆伐するだろう。その時にどうするのか。国との契約があるにしろこの会議でこれを話し合うのが筋だと思う。出来る出来ないに関わらず。

県は直接契約に関わらないが、今後択伐にするためには、地元を買っていただくのが一番よい。しかし、それだけ資金がある訳でもないので、皆伐規模も小規模という妥協点を見いだせたらと思う。

 - ・県としても10年ぐらい前になるが、皆伐に関して5 haを限度とする方針も決定している。
 - ・今後、県全体の森林施業のあり方を諮っていきたいと思っている。分収林についても、出来る限りその方向でやっていただけるとよい。すぐ択伐方式にするというのは難しいと思うが。
- ・ただいま、県としての全体的な考え方が示されましたが、このうち契約にかかわるものについては、当事者と個別に誠意を持って対応してまいります。
- ・この問題が迫ったときに誰が再造林するのか。山が丸裸になる。しかし、今皆伐に関

する再造林の補助金は圧縮している。これは国が決めた方針。皆伐をして山を返すの
後は好きにして、というのが分収契約である。その後誰が植えるのか。

- ・ p 6 「ぎふ証明材製品規格化支援事業」は規格化だけしか謳っていない。スギは乾
燥が難しく、人工乾燥により強度・構造的に問題が生じる部材が生まれ易い。短い時
間で乾燥させることは難しく、1、2年掛ける天然乾燥に意向がシフトしてきている。
灯油が高くなっていることと相まってそのような傾向となっている。だから規格化が
必要ということだろうが、そのためにはまず、地域基準が必要。その文言がない。県
が定める地域基準について、JASに基づき建築基準法が改正され、4号特例が廃止
され、それを書き込むことをもし義務づけられた時、岐阜県の長良スギがJASに相
当しかできないのなら、他県の材に設計士は動くだろう。だからその点が無く規格化
だけでは少し甘い。
- ・ 次の看板づくりの事業は2,000千円だが、重要でせっぱ詰まっている所に文言が
無く、看板の2分の1の予算しかないのはどうしてか。
断面と長さだけ決めればよいわけではないというご意見ですが、県が如何に基
準を定め、JAS基準に準ずるもので一般に流通できるようにするべきなのか、
当然していかなくてはならないと考えている。
予算については、財政課もこれは民間が自ら行うべき事業であるという判断も
あり、査定結果としてこのような金額となった。これは、民間の方が自ら手を挙
げてやっていただかなくてはならない死活問題の話であり、県の調整部分の予算
が残りこのような金額となった。ご理解をいただきたい。
- ・ 予定の時間も参りましたので、ご意見がありましたら1週間ぐらを目処に林政部に
提出をお願いします。意見がありましたら事務局で対応をお願いします。

3 これまでの意見に対する対応(案)について

(意見なし)

4 平成20年度の木之国・山の国県民会議の進め方

(事務局栗山技術主査説明)

(鈴木会長)

- ・ 全ての内容についてご意見があれば、1週間を目処に事務局まで提出してほしい。

閉会あいさつ

(渡辺林政部長)

- ・ 官公造林については、私も林野庁の幹部の方からそのようなことが起きないようにし
かり指示をするという話を聞いている。県としても国有林と相談しながらやっていき
たい。
- ・ 森林環境教育は食育と似たところがある。米を食べ、野菜を食べ、魚を食べていた者
がハンバーガーを食べるようになり、食糧自給率も3割となった。木育も日本の伝統
として持っていた木の愛着が失われている。この部分を丁寧に進めていかなければな
らない。食育、木育にしる実体験が伴わないとだめ。この部分についても進めていく
のでまたご意見をいただきたい。本日はありがとうございました。

17:05 終了

追加意見（後日事務局にお寄せいただいた意見）

は県の回答

"平成20年度の林政部施策の概要について

- 1.(P.3) 現在500h程度のモデル団地を設定し、高性能機械による施業の集約化等の検討が行われているが、隣地境界が不明確であり、又1団地100人以上の森林所有者のうち、そこに住んでいないため連絡が取れない人もかなりいるといわれている。これらの問題を解決するために、次の対策を具体的に取る必要があると思われる。
 - 1) 全森林所有者に対する「森プロ」への協力確認
 - 2) GPSによる隣地境界確認
 - 3) 一括利用権(施業と所有の分離)設定への同意確認

各森プロ実施団地で全所有者に同意を目標に集約化を進めています。所有者へのアプローチは地域の実情により各森プロ様々です。地元市町村と連携して全所有者への連絡を実施した事例、境界確定のために補助事業を有効活用した事例、境界確定のためのGPS研修を実施した事例等、他の地域にも応用が可能な成果もでてきています。各森プロの情報交換を密にし、集約化が効率的に進むようにしていきます。

2.(P.7) ぎふの木で家づくりプロジェクトについて

我々の世代は、家は「柱はヒノキの5寸角と漆塗り、竹木舞の上に土壁とスギ板貼り、壁は漆喰塗り」というイメージが強く残っている。これらは健康上のこともあるが、親子代々何十年も持つ家をつくる考え方からスタートしているといえる。

しかし、現代の家はほとんどが20年位しか持たない。家によいものは健康にもよいはずである。構造材への使用、助成金、コンクール等と共に、現在の大手住宅メーカーの弱点である規格外への対応と耐用年数について、特に耐用年数について、例えば「ぎふの木でつくった家は50年は大丈夫である。」等具体的な検討が必要である。

県産材を多用した住宅は大半が注文住宅であり、一軒一軒構造や仕様がことなるため、単一に性能評価できない状況にあります。このため、森林文化アカデミー等との連携により、数例のプロトタイプの家について耐久性を試算するなど、消費者に対して分かりやすい説明資料づくりを検討します。

3.(P.10) 緑の子ども会議等を通じ現在小中学校に対する森林への親しみのプログラムが組まれているが、指導教師が不足していると思われる。先日も岐阜市内の中学教師から私の工房に次の問い合わせがあった。

「現在学校で木のあかりづくりをしているが、その木が何処の国の何の木か知らない。できれば岐阜市の学校であるから岐阜の木(スギ等)でものづくりを教えたいが、どこへ行けば手に入るか教えてほしい。」

現在工房で使用している山県市の製材所の名前を連絡したが、現場の指導教師への教育が早急に必要であると思われる。

木や森に関する県民への情報提供の窓口として、県では森林づくりサポートセンターを設置していますが、平成18年5月に設置して約2年の事業活動期間ということもあり、知名度が高くないという状況が窺えますので、持続的な事業活動を行うと共に、情報の充実に努めます。

・県民会議における提案事項の実施に感謝

冒頭の部長挨拶の中で、今年度実施された事項について説明がありましたが、新聞報道などから知ることができました。県民会議に参加させていただいていることもあるかと思いますが、森林整備への企業参加や樹木医の認定等の記事に接し、うれしくなりました。

県民会議からの提案が一つ一つ形になっていくことを感じています。どんどんメディアへ情報を発信し、森林に関することが多くの人びとの目に触れる機会をつくっていくことが今後の施策に繋がるものと考えます。

・環境教育について

専門部会の一員として環境教育・学習について意見交換をさせていただきました。環境教育を進めていく上で人・場所の確保が重要になると思います。学校教育のみならず、いろいろな機会を活用して環境教育を進めるには多くの人の関わりが必要です。

木育には、教員のみならず、保育士や保健士の協力が必要になります。教育学部を有する大学、幼稚園教諭や保育士を養成する大学（短大）、保健士を養成する衛生専門学校などの学生に対し、木育への理解を得ることが重要です。そのためには大学との連携が必要であり、実施においては、教育委員会のみならず、福祉、医療との連携も必要になるでしょう。また、専門部会の一つ「木づかい部会」では、玩具の開発についても検討されていますが、木育ともつながりが大きいことであり、専門部会間の情報交換を持つことも重要かと思えます。

木育の推進にあたり、現場で子どもと接している方々の意見と協力は重要であり、ご提案の大学や幼稚園の教員や保健師等との連携を密にして進めていきます。また、おもちゃ作りと木育とをつなぐために木づかい部会などとも連携を図ります。

学校のシンボルツリーの診断が行なわれることうれしく思います。シンボルツリーのマップをつくり、ウォーキングで巡ることもいいかと思えます。早春の薄墨桜ウォークは盛況でしたが、JRのさわやかウォーキングのコースに組み込んでもおもしろいですね。かつて、高山市丹生川町の五本杉に接した時、杉に身体を押し当てると、鼓動が伝わってきました。自分の心臓の鼓動を木を通して感じるのですが、あたかも杉の木の鼓動を聞くような感じを受けました。近くに森林がない市街地においては、身近な木に接する機会を多く設けることから、やがて森林へ誘うことができるのではないかと考えます。

全国に先駆け重点施策とされた「木育」に期待したいと思います。

森が近くにない都市部の学校であっても身近に木に親しむ体験を通じて木や森への理解と関心を高めるために、校庭や街路樹などに親しむきっかけとして「学校のシンボルツリー」の診断治療を行います。また、こうした取り組みが広がるよう体制づくりや普及啓発を行います。

古田知事は、22年度において海のない岐阜県において、「全国海づくり大会」を開催することを発表され、先般の会議においても林政部長さんからその旨の話があったところであるが、その際のキーワードとして、森と川の一体となった整備により、内水面の魚が住みやすい環境づくりが上げられる。

下呂市馬瀬地区においては、15年度に民有林・国有林合わせて約2,400 haを馬瀬・溪流魚付き保全林に指定したところであり、19年度に岐阜県（農林事務所、河川環

境研究所)、下呂市、馬瀬地方自然公園・住民憲章推進協議会、森林組合、漁協、岐阜森林管理署、森林技術センターにおいて、連絡調整会議を数回開催し、その結果を踏まえて、20年度から民・国連携して、溪流魚にとって住みやすい水・森林環境をつくるための間伐等の森林整備を集中的に実施する取組を行うこととしている。また、研究機関においても、当該地区において、魚にとって住みやすい環境づくりについての調査も検討していたところである。

今後、県としても、このような地域の森林と河川を結んで森林の整備により溪流魚にとって住みよい環境づくりを進める取組を、積極的に支援又はPRするための施策の実施を検討していただきたい。

県では、平成13年度から環境に優しい公共工事を進めるため、自然共生工法を積極的に取り入れています。

具体的には、自然共生工法(環境に優しい新技術・新工法)、自然工法管理士(自然工法を積極的に取り組む方)の認定制度を設置するとともに、毎年度、自然工法に関する各種研修を建設研究センターが実施しており、ご意見にあります溪流魚にとって住みよい環境づくりを進める取組は行っています。

また、下呂市馬瀬地区において、環境保全技術開発モデル事業(H16~H21)を実施しており、平成21年度に溪流林の造成を行うこととしており、検証結果により他の治山工事への導入も検討したいと考えています。

森林管理や森林整備に対する関心が低いということに対して、県民協働での施策展開や木育をはじめとする環境教育を行うことは大賛成です。こうした方法は、言わば正攻法だと感じます。

ただし、これまで正攻法を続けてきて、なかなか効果が現れないのであれば、正攻法と併せた方策を考えることも必要だと感じます。

例えば、森林管理・整備に関する公的投資総額とこれによる公的便益を明らかにすることにより、関心を持ってもらうという方法も考えられます。

年間で県予算(人件費を除く林政関係の総額)約200億円+国補助金??百億円?もの税金が岐阜の森林に使われているということが納税者である一般の皆さんに周知されれば、それだけ厳しい目を向けられるようになると同時に、どうしてそれだけ大きなお金が使われることになるのかという関心にもつながると思います。

さらに、林業関係者にも、責任と自覚が求められることが明らかになります。

これは一つのアイデアですが、森林に関わる業界を守るという発想ではなく、森林の機能を高めることを通じて、そうした業界を活性化させるという考え方も必要ではないでしょうか?

県内の森林が、県民の生活に必要な公益的機能を持つこと、その森林の多くが荒廃状況にあり、その改善には早急な森林整備が必要なことを理解してもらうために、木の国・山の国県民運動を展開しています。

ご提案にあった予算関係につきましては、『森林のたより』(社)岐阜県山林協会発行)や県のホームページ等で紹介しています。また、その実績の一つとして間伐実施区域をぎふふぉれナビ(県のホームページ)で明らかにしています。

いずれにせよ、多くの県民の皆様の理解が必要であり、基本計画に基づき、県民の目線・視点に立った各種事業の進捗管理・評価を図っていきます。具体的には、木の国・山の国県民運動と併せ、H20からは基本計画に基づく施策の実施状況を「岐阜県森林・林業白書(仮称)」としてとりまとめ公表しながら、県の森林づくりに関する理解を得られるよう努めてまいります。

[配付資料一覧〔PDF〕](#)